

情報通信-1 足利市防災行政無線システム一覧

所管	呼出名称	呼出番号	グループ	グループ呼出番号	局	車名等		
危機管理課	防災足利危機管理	001	-	-	統制			
通信指令課	防災足利通信指令	002	消防	901	統制			
消防総務課	防災足利総務	008			基地			
予防課	防災足利15	115			車載	査察車		
中央消防署	防災足利16	116			車載	中央指揮車		
河南消防署	防災足利17	117			車載	河南指揮車		
消防総務課	防災足利202	202			携帯			
予防課	防災足利203	203			携帯			
消防総務課	防災足利204	204			携帯			
都市計画課	防災足利都市計画	003			都市計画	902	基地	
都市計画課	防災足利1	101					車載	都市計画課所管車
道路河川保全課	防災足利道路河川	004	道路河川	903	基地			
道路河川保全課	防災足利2	102			携帯			
道路河川整備課	防災足利3	103			携帯			
道路河川保全課	防災足利4	104			携帯			
道路河川保全課	防災足利5	105			車載	道路河川管理事務所		
環境政策課	防災足利環境政策	005	環境政策	904	基地			
環境政策課	防災足利6	106			車載	環境政策課所管車		
農林整備課	防災足利農務	006	農務	905	基地			
農林整備課	防災足利7	107			車載	農林整備課所管車		
水道施設課	防災足利水道	007	水道	906	基地			
水道施設課	防災足利8	108			車載			
水道施設課	防災足利9	109			車載			
水道施設課	防災足利10	110			車載			
水道施設課	防災足利11	111			車載			
水道施設課	防災足利12	112			車載			
水道施設課	防災足利13	113			車載			
水道施設課	防災足利14	114			車載			
水道施設課	防災足利201	201			携帯	南部浄水場		

所管	呼出名称	呼出番号	グループ	グループ呼出番号	局	車名等
生涯学習センター	防災足利生涯学習	009	生涯学習	907	基地	
織姫公民館	防災足利205	205			携帯	
助戸公民館	防災足利206	206			携帯	
毛野公民館	防災足利207	207			携帯	
山辺公民館	防災足利208	208			携帯	
三重公民館	防災足利209	209			携帯	
山前公民館	防災足利210	210			携帯	
北郷公民館	防災足利211	211			携帯	
名草公民館	防災足利212	212			携帯	
富田公民館	防災足利213	213			携帯	
矢場川公民館	防災足利214	214			携帯	
御厨公民館	防災足利215	215			携帯	
筑波公民館	防災足利216	216			携帯	
久野公民館	防災足利217	217			携帯	
梁田公民館	防災足利218	218			携帯	
三和公民館	防災足利219	219			携帯	
葉鹿公民館	防災足利220	220			携帯	
小俣公民館	防災足利221	221	携帯			

※ 生涯学習センターは、携帯無線を基地局として利用。

所管	呼出名称	呼出番号	グループ	グループ呼出番号	局	車名等
消防団本部	防災足利301	301	消防団	908	携帯	
消防団本部	防災足利302	302			携帯	
第1分団	防災足利303	303			携帯	
第1分団	防災足利304	304			携帯	
第2分団	防災足利305	305			携帯	
第2分団	防災足利306	306			携帯	
第3分団	防災足利307	307			携帯	
第3分団	防災足利308	308			携帯	
第4分団	防災足利309	309			携帯	
第4分団	防災足利310	310			携帯	
第5分団	防災足利311	311			携帯	
第5分団	防災足利312	312			携帯	
第6分団	防災足利313	313			携帯	
第6分団	防災足利314	314			携帯	
第7分団	防災足利315	315			携帯	
第7分団	防災足利316	316			携帯	
第8分団	防災足利317	317			携帯	
第8分団	防災足利318	318			携帯	
第9分団	防災足利319	319			携帯	
第9分団	防災足利320	320			携帯	
第10分団	防災足利321	321			携帯	
第10分団	防災足利322	322			携帯	
第11分団	防災足利323	323			携帯	
第11分団	防災足利324	324			携帯	
第12分団	防災足利325	325			携帯	
第12分団	防災足利326	326			携帯	
第13分団	防災足利327	327			携帯	
第13分団	防災足利328	328			携帯	
第14分団	防災足利329	329			携帯	
第14分団	防災足利330	330			携帯	
第15分団	防災足利331	331			携帯	
第15分団	防災足利332	332			携帯	
第16分団	防災足利333	333			携帯	
第16分団	防災足利334	334			携帯	
第17分団	防災足利335	335			携帯	
第17分団	防災足利336	336			携帯	
第18分団	防災足利337	337			携帯	
第18分団	防災足利338	338			携帯	
第19分団	防災足利339	339			携帯	
第19分団	防災足利340	340			携帯	
第19分団	防災足利341	341			携帯	
第19分団	防災足利342	342			携帯	

情報通信-2 通信施設一覧

(1) 有線通信施設 (専用)

施設の名称	所在地	電話	備考
足利警察署	千歳町94-7	(43)0110	
J R 足利駅	伊勢町1-118	(43)0341	
東武足利市駅	南町3694	(71)1073	

(2) 無線通信施設

施設の名称	局種	呼出符合	電波型式	周波数 (MHz)	所在地	電話番号
足利警察署	固基	あしかが	—	—	千歳町 94-7	(43)0110
	移	あしかが 1, 31, 32, 55, 56, 61, 63, 64, 91	—	—		
渡良瀬川 河川事務所	固基	けんせつわたらせ	F3E	153.19	田中町 661-3	(73)5551
	移	けんせつわたらせ1, 51~59	//			
東京電力 パワーグリッド(株) 栃木南支社 足利事務所	固基	とうでんあしかが	//	153.97	相生町 386-6	0285(35)5211 (栃木南支社)
	移	とうでんあしかが1~16, 31~3 5, 51~57, 201~209	//			
足利市役所 上下水道部 消防本部 河南消防署	固基	ぼうさいあしかがきかく, と しけいかく, どうろかせん, かんきょうすいしん, のうむ, すいどう, つうしんしれい, そうむ	MCA	800 帯	本城 3-2145 伊勢町 4-19 大正町 863 堀込町 190-1	(20)2222
	移	ぼうさいあしかが1~17, 101~117, 201~2 04	MCA			
足利市 消防本部	固基	あしかがしょうぼう (活動波1)	5K80 G1E G1D		堀込町 190-1	(71)9222
		あしかがしょうぼうにし (活動波2)			葉鹿町 2-3-2	(62)0119
足利市 中央消防署	移	あしかがほんぶ1 あしかがよぼう1 あしかがよぼう2	//	260 帯	大正町 863	(41)3197
		あしかがしき1 あしかがしき2 あしかがちゅうおうかがく1 あしかがちゅうおうすいそう1 あしかがちゅうおう1~2 あしかがきゅうじょ1 あしかがしきざい1 あしかがしえん1 あしかがちゅうおうこうほう1				(41)3194

施設の名称	局種	呼出符合	電波型式	周波数(MHz)	所在地	電話番号
足利市 消防本部	携	あしかがほんぶ101~102 あしかがよぼう101~103	5K80 G1E G1D	260帯	大正町863	(41)3197
足利市 中央消防署		あしかがほんぶ103 あしかがよぼう101~103 あしかがちゅうおう601, 602 あしかがちゅうおう101~ 104, 201~204 あしかがきゅうじょ501 あしかがちゅうおうきゅうきゅう 301, 302				(41)3194
足利市 中央消防署 東分署	移	あしかがひがしすいそう1 あしかがひがし1 あしかがひがしこうほう1	〃	〃	川崎町1324	(91)0509
〃	携	あしかがひがし101, 201, 202 あしかがひがしきゅうきゅう3 01	〃	〃	〃	〃
足利市 中央消防署 西分署	移	あしかがにしかがく1 あしかがにし1 あしかがにしこうほう1	〃	〃	葉鹿町2-3-2	(62)0119
〃	携	あしかがにし101, 201, 202, 601 あしかがにしきゅうきゅう301	〃	〃	〃	〃
足利市 河南消防署	移	あしかがかなんかがく1 あしかがかなんすいそう1 あしかがかなん1 あしかがかなん2 あしかがはしご1 あしかがさぎょう1 あしかがかなんこうほう1	〃	〃	堀込町190-1	(71)1000
〃	携	あしかがつうしん101, 102 あしかがつうしん601	〃	〃	〃	(71)9222
〃		あしかがかなん101~104, 201~204 あしかがはしご401 あしかがさぎょう205 あしかがかなんきゅうきゅう3 01, 302				(71)1000
足利市 消防本部	固基	あしかがしょうぼう (活動波3)	〃	〃	堀込町190-1	(71)9222
		あしかがしょうぼうにし (活動波3)			葉鹿町2-3-2	(62)0119
足利市 中央消防署	移	あしかがちゅうおうきゅうきゅう 1~2	〃	〃	大正町863	(41)3194
足利市 中央消防署 東分署	移	あしかがひがしきゅうきゅう1	〃	〃	川崎町1324	(91)0509
足利市 中央消防署 西分署	移	あしかがにしきゅうきゅう1	〃	〃	葉鹿町2-3-2	(62)0119
足利市 河南消防署	移	あしかがかなんきゅうきゅう 1~2	〃	〃	堀込町190-1	(71)1000
足利ガス株	固基	あしかががす	F3E	147.60	錦町27-1	(41)7191
〃	移	あしかががす1, 101~106	〃	〃	〃	〃

情報通信-3 報道関係機関一覧

名 称	所 在 地	電 話	備 考
朝日新聞社足利支局	田中町57-2-1-1203	73-5525	
産経新聞社足利通信部	鹿島町448-1	62-9481	
下野新聞社足利総局	大橋町2丁目1821	40-1023	
東京新聞足利支局	緑町1-3254	21-3136	
毎日新聞社足利通信部	大町11-10	41-2275	
読売新聞社足利通信部	相生町384-34	41-2969	
N H K 宇 都 宮 放 送 局	宇都宮市中央3-1-2	028-634-9160	
両 毛 新 聞 社	巴町2543	21-1366	
織 姫 新 聞 社	本城3丁目2023	21-8843	
A N タ イ ム ズ 社	福居町438-1	41-9083	
わたらせテレビ株式会社	有楽町835	42-8111	
株式会社栃木放送	宇都宮市本町12-11	028-622-1111	
株式会社とちぎテレビ	宇都宮市昭和2丁目2-2	028-623-0051	
株式会社エフエム栃木	宇都宮市中央1-2-1	028-638-7640	

# 足利市災害時記者会見マニュアル

大規模災害時には、被害状況や応急対策の実施状況などの災害情報を地域住民や被災地外へ伝えるため、必要に応じて記者会見により情報を発信する。

記者会見の実施にあたっては、本マニュアルに基づき対応するものとする。

## 1. 記者会見の実施方針

### (1) 記者会見の実施基準

災害対策本部は、以下の場合に記者クラブと協議のうえ、記者会見を行う。

- ① 市民へ情報を発信する場合
- ② 報道機関から取材の申し込みがあった場合
- ③ 被災地外からの支援を要請する必要がある場合

### (2) 記者会見の担当部署

災害対策本部事務局の以下のチームにより記者会見を実施する。

チーム	担当業務
総括・指揮チーム	記者会見の実施判断、発表内容の決定 記者会見資料の作成
広報チーム	報道機関との連絡・調整 記者会見会場の準備 記者会見の進行（運営）

## 2. 記者会見の実施

### (1) 記者会見の出席者及び会場

#### ① 出席者

記者会見は原則として本部長（市長）が行うこととし、総括・指揮チームは市長の補助者として必要最小限の人数で対応するほか、記者会見の運営全般は広報チームが担うものとする。また、出席が必要であると市長が認める職員等も補助者として同席する。

・発表者：本部長 災害の概要説明と市民へのメッセージ発信

補助者 被害状況や活動状況等の詳細を説明

※本部長が不在の場合には対策本部の代行順位に基づき代理者が対応

・事務局：総括・指揮チーム、広報チーム

・進行：広報チームリーダー

- ② 会場候補
  - ・ 6階 会議室
  - ・ 別館 研修室

## (2) 記者会見の実施手順

### ① 記者会見実施の決定【総括・指揮チーム、広報チーム】

本部長が、災害対策本部会議において、被災状況の報告又は広域的な支援の呼びかけが必要であると認めた場合には、記者会見により報道機関を通じて周知することとし、記者クラブ幹事社と事前協議のうえ、記者会見の開催時間及び発表内容を決定する。

### ② 資料の作成【総括・指揮チーム】

本部会議にて決定した内容に基づき、進行台本や手持ち資料、記者への配布資料を作成する。

### ③ 報道機関との連絡調整【広報チーム】

記者会見の実施について、各報道機関に連絡する。

### ④ 記者会見会場の設営【広報チーム】

上記の候補となる部屋から会場を確保し、会場レイアウトや会場案内表示等、必要な準備を行う。

また、発表する内容に応じて、プロジェクターや地図等の準備も行う。

### ⑤ 事前打合せの実施【総括・指揮チーム、広報チーム】

発表者（本部長若しくは代理者）及び説明を行う補助者と、記者会見の進行について打合せを行う。

### ⑥ 記者会見の実施【総括・指揮チーム、広報チーム】

## (3) 記者会見後の対応

報道機関からの問合せについては、総括・指揮チームで対応する。

広報チームは、会見内容を速やかに市ホームページにアップするとともに、会見後にも報道機関が資料を閲覧できるよう、発表時刻を記入した資料を備えておく。

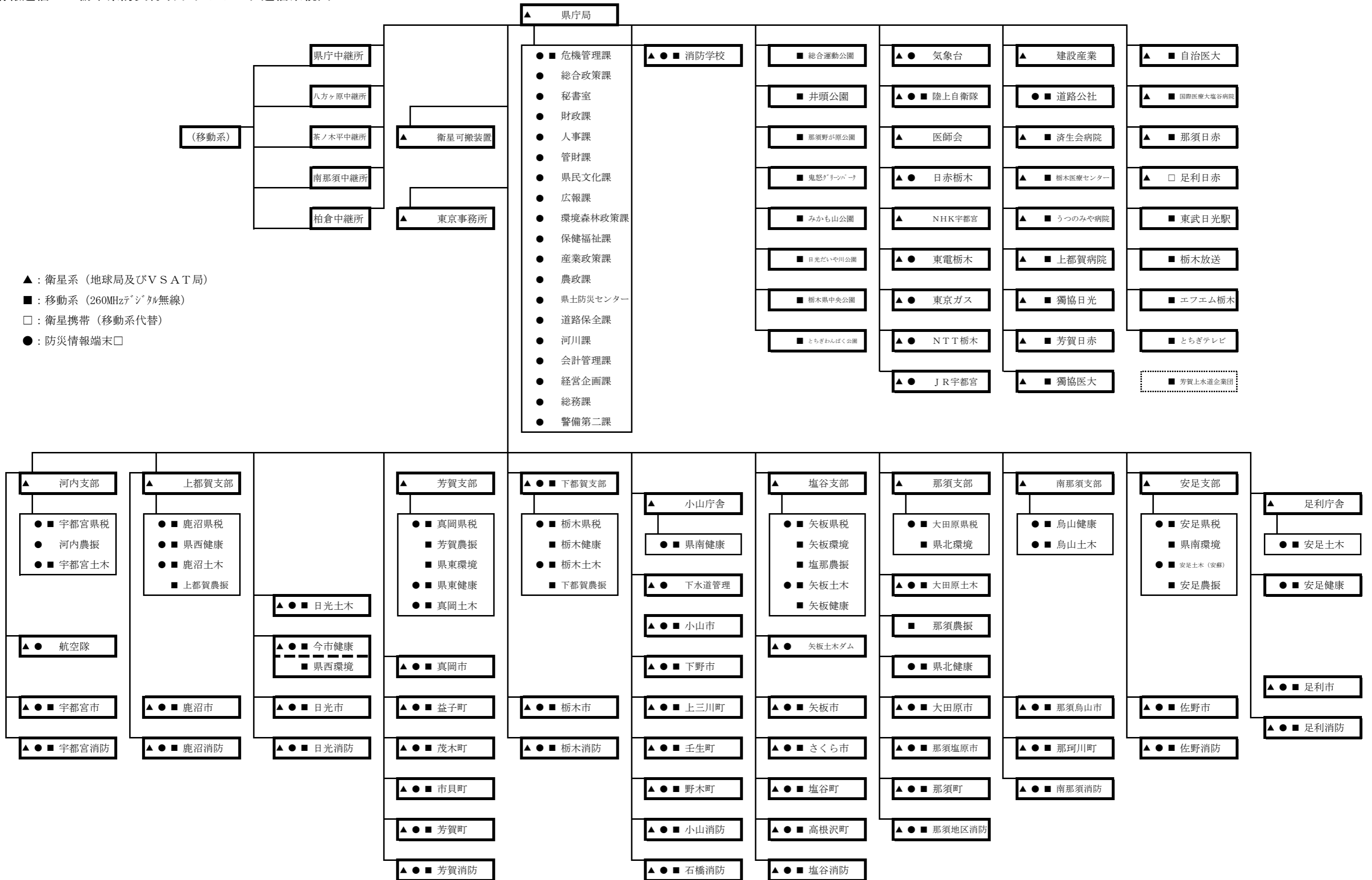
## (4) 記者の待機場所の確保

広報チームは、庁舎内等に記者の待機場所を確保するとともに、職員の作業スペース等の立ち入り禁止場所を明示し、記者に周知する。

また、待機場所等の庁舎内に滞在する場合には、腕章などの「記者であることが分かる記章」を着用するよう記者に要請する。



情報通信-5 栃木県防災行政ネットワーク通信系統図



情報通信-6 被害の認定基準

災害報告取扱要領（消防庁、令和5年5月）より

被害区分		認定基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害		※ 「住家」とは現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

被害区分		認定基準等
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害		「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	

被害区分		認定基準等	
その他	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
	り災者	り災世帯の構成員とする。	
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。	
被害金額			災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
	公共文教施設		公立の文教施設とする。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
		林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
		畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
		水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

被害区分			認定基準等
被害金額	その他	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
		商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考			備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

## 栃木県火災・災害等即報要領

### 第1 総 則

#### 1 趣 旨

この要領は、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

#### 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災、災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り「火災報告取扱要領(平成6年4月21日付消防災第100号)」「災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)」「救急事故等報告要領(平成6年10月17日付消防救第158号)」の定めるところによる。

#### 3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合は、原則として当該火災等の発生した地域に属する消防本部(局)が、火災等に関する即報を県へ報告するものとする。

ただし、火災等が発生した地域が2以上の消防本部(局)にまたがる場合又は火災等が発生した地域の属する消防本部(局)と当該火災等について、主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った消防本部(局)が異なる場合は、当該火災等について主として応急措置を行った消防本部(局)又はこれらの火災等があったことの報告を受けた消防本部(局)が報告するものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、原則として当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町は、災害に関する即報について県へ報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、県は、市町又は消防本部(局)からの報告及び自ら収集した情報等を整理し、火災・災害等に関する即報について消防庁へ報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報を県と消防庁へ報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市町又は消防本部(局)は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町又は消防本部(局)は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。県は、市町又は消防本部(局)からの報告を入手後、速やかに消防庁へ報告するとともに、市町又は消防本部(局)からの報告を待たずして情報を入手したときは、直ちに消防庁へ報告するものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報にあたっては、県が消防庁に報告する場合及び市町又は消防本部(局)が直接消防庁に報告する場合は、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。なお、報告に万全を期すため、特に第1報においては、要求されない場合を除き、様式を送信した後電話にて報告した旨伝えるものとする。また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（県、市町又は消防本部(局)が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

市町及び消防本部(局)が県へ報告する場合は、原則として栃木県防災情報システム端末からの入力により報告するものとする。また、画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)は、(2)により被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又は栃木県防災情報システム端末等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官又は知事から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

防災行政ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信できる市町及び消防本部(局)（応援団体含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、静止画像電送装置等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災市町の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 市町又は消防本部(局)は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 市町又は消防本部(局)は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町及び消防本部(局)が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 県は、被害状況等の把握にあたり、県警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町及び消防本部(局)は、情報の共有化を図るため相互に連携を保つものとする。

(5) 市町又は消防本部(局)は、県に報告をすることができない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告をするものとする。

(6) 上記(1)から(5)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町又は消防本部(局)はその状況を直ちに消防庁及び県に対し報告するものとする。

(7) 消防庁報告にあたっては「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により行うものとする。

(8) 県及び消防庁に報告を行うにあたっての連絡先は別表1のとおりとする。

## 第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

###### (ア) 建物火災

- (a) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (b) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (c) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- (d) 特定違反對象物の火災
- (e) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (f) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- (g) 損害額1億円以上と推定される火災
- (h) 公の施設（官公署、学校、県営住宅等）

###### (イ) 林野火災

- (a) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (b) 空中消火を要請又は実施したもの
- (c) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (d) 火災現場と送電線・配電線が近距離にあるもの

###### (ウ) 交通機関の火災

- (a) 航空機火災
- (b) 船舶火災であって社会的影響度の高いもの
- (c) トンネル内車両火災
- (d) 列車火災

###### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

##### イ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
- (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- (オ) 湖沼・河川への危険物等流出事故
- (カ) 高速道路上等におけるタンクローリー事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故



#### ウ 原子力災害等

(ア) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(イ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

#### エ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

#### オ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

##### (3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(例示) 施設等で多数の人が避難したもの

## 2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いと判明した時点での報告を含む。）

(例示)・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

## 3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害

## 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
  - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
  - イ 市町が災害対策本部を設置したもの
  - ウ 災害が2市町以上にまたがるもので、1市町における被害は軽微であっても県域で見た場合に同一災害で大きな被害が生じているもの

(例示) 台風、豪雨、豪雪

- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 台風、豪雨により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (エ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

エ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

### 第3 直接即報基準

市町又は消防本部(局)は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災  
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 危険物等に係る事故
  - ア 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ
  - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
  - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
    - (ア) 湖沼・河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
    - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
  - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
  - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (3) 原子力災害等  
第2の1の(2)のウに同じ。
- (4) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (5) 爆発・異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故

- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

### 3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

### 4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、エのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

## 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」「災害報告取扱要領」「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災の種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合は、その設置及び廃止の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せて記入すること。

#### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。（ア）において同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

#### イ 建物火災で個別基準の(e)、(f)又は(g)のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 b 都市構成 c 気象条件 d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 市町及び消防本部(局)の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

#### ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種、所属、機数等）

#### エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式(特定の事故)

### (1) 事故名(表頭)及び事故種別

特定の事故のうち「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事業所名

「事業所名」は「○○(株)○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

### (3) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

### (4) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。

なお、当該物質が消防法(昭和23年法律第186号)で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

### (5) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (6) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。

なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分(製造所等の別)についても記入すること。

### (7) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

### (8) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに市町の応急対策状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

### (9) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

### (10) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば記入すること。

(例示) 自衛隊の派遣要請、出動状況

### (11) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」「被ばく者」「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況等を記入すること。

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

## 3 第3号様式(救急・救助事故・武力攻撃災害等)

### (1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

### (2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

### (3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には急病人等を含む。

イ 「不明」とは行方不明等所在が判明しないものをいう。

### (4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動の状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部（局）名、隊数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について特記すべき事項があれば記入すること。

（例示）・市町、その他関係機関の活動状況

- ・避難指示の発令状況
- ・避難所の設置状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・被害の要因（人為的なもの）
  - 不審物（爆発物）の有無
  - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災の発生の有無等を報告する場合）は本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所・発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町又は消防本部（局）から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任

意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部(局)、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他市町が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお「水道」「電話」「電気」「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、市町が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町名

市町毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の種別、災害の経過、今後の見通し等

(エ) 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

附 則

この要領は、平成 2年 5月15日から施行する。

この要領は、平成 7年 1月17日から施行する。

この要領は、平成 8年 5月15日から施行する。

この要領は、平成12年 2月15日から施行する。

この要領は、平成12年12月 1日から施行する。

この要領は、平成15年 6月27日から施行する。

この要領は、平成15年10月15日から施行する。

この要領は、平成16年 3月 1日から施行する。

この要領は、平成16年11月 1日から施行する。

この要領は、平成18年 3月20日から施行する。

この要領は、平成19年 3月31日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。  
この要領は、平成20年 5月 1日から施行する。  
この要領は、平成20年 9月 9日から施行する。  
この要領は、平成21年 3月23日から施行する。  
この要領は、平成22年 3月29日から施行する。  
この要領は、平成24年 3月30日から施行する。  
この要領は、平成24年 5月31日から施行する。  
この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。  
この要領は、令和 元年 6月14日から施行する。  
この要領は、令和 3年 6月 8日から施行する。  
この要領は、令和 5年 4月 1日から施行する。

別表1 連絡先

県	終日	危機管理 防災局 危機 管理課 及び 消防 防災課	防災行政 ネットワーク	電話	発信特番-500-2136
				FAX	発信特番-500-2146
			N T T回線	電話	028-623-2136
				FAX	028-623-2146
消防庁	勤務時間内 (平日9時30分 ~ 18時15分)	応急 対策室	N T T回線	電話	03-5253-7527
				FAX	03-5253-7537
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49013
				FAX	発信特番-048-500-90- 49033
	勤務時間外	宿直室	N T T回線	電話	03-5253-7777
				FAX	03-5253-7553
			地域衛星 ネットワーク	電話	発信特番-048-500-90- 49102
				FAX	発信特番-048-500-90- 49036



送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月日時分現在)

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他		
出火場所			栃木県防災 情報マップ 6- , - (英字) (数字)
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	( 月 日 時 分) ( 月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所	出火原因		
死傷者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症人 中等症人 軽 症人	死者の生じた 理 由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
焼損程度	全 焼 棟 } 焼 損 棟数 } 計 棟 半 焼 棟 } 部分焼棟 } ぼ や 棟 }	焼損面積	建物焼損床面積 m <sup>2</sup> 建物焼損表面積 m <sup>2</sup> 林野焼損面積 ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部 (署) 台 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人		
救急・救助 活動状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
第1報についてはFAX送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)
事故名	1 危険物等に係る事故 2 原子力施設等に係る事故 3 その他特定の事故		

(月日時分現在)

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )			
発生場所				
事業所名				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分	
		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分	
消防覚知方法	気象状況			
物質の区分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. RI等 7. その他 ( )	物質名		
施設の区分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ( )			
施設の概要	危険物施設の区分			
事故の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者等 人 ( 人) 重症人 ( 人) 中等症人 ( 人) 軽症人 ( 人)		
消防防災活動状況 及び 救急・救助活動状況	出場機関		出場人員	出場資機材
	事業所	自衛防災組織	人	
		共同防災組織	人	
		その他	人	
	消防本部 (署)		人	台
	消防団		台	人
	消防防災ヘリコプター			機 人
	海上保安庁			人
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令月 日 時 分		自衛隊	人	
		その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年月日時分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第 1 報については FAX 送付した旨電話にて報告して下さい。 (NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)		報告者名	(TEL)

(月日時分現在)

事故災害種別	1 救急事故    2 救助事故    3 武力攻撃災害    4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人)		
	計人	重 症人 ( 人)	中等 症人 ( 人)	軽 症人 ( 人)
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部等 の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

送付先：栃木県危機管理防災局危機管理課・消防防災課		報告日時	年 月 日 時 分
終日	⇒NW-FAX 発信特番-500-2146 NTT-FAX 028-623-2146	市町 (消防本部名)	
※第 1 報については FAX 送付した旨電話にて報告して下さい。 【県から要求した場合は除く】		報告者名	(TEL)
(NW-TEL 発信特番-500-2136/NTT-TEL 028-623-2136)			

( 月 日 時 分現在)

災害の概況	発生場所											発生日時	月 日 時 分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			半壊			棟	床下浸水		棟	
		不明		人		軽傷			人	一部 損壊		棟	未分類	
状況	119 番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況													
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
その他市町が講じた応急対策														

《危機管理課・消防防災課確認事項》

- 1 死傷者については、氏名、性別、年齢について確認する。
  - 2 住家被害については、住所・世帯数・人数及び被害の概要について確認する。床下浸水についても同様に確認する。
  - 3 非住家被害については、全壊・半壊の被害数及び被害の概要について確認する。
  - 4 住民の避難の状況について確認する。(緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難の区別をはっきりさせること。)
  - 5 道路、崖くずれの状況について確認する。
- (注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後 30 分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。





※詳細は構内火災・災害等即報要領を参照すること

連絡先

日	(終日)⇒ 危機管理課・ 消防防災課	防災行政課 090-2136 090-2146(FAX)	消防 下	(勤務時間内) ⇒応急対策室	NTT 国線 03-5253-7527 03-5253-7527(FAX)	03-5253-7527 03-5253-7527(FAX)
	NTT 国線	038-623-2136 038-623-2146(FAX)		(勤務時間外) ⇒留直室	NTT 国線 03-5253-7527(FAX)	03-5253-7527 03-5253-7527(FAX)



第1号様式使用	第2号様式使用	第3号様式使用	第4号様式使用
<p><b>1 火災発生(おそれ含む)</b></p> <p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死者3人以上発生</li> <li><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生</li> <li><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請</li> </ul> <p>② 個別基準</p> <p>A 建物火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特定防火対象物で死者発生 例：劇場、映画館、公会堂又は集会場、キャバレー、飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院、福祉施設、幼稚園、障害者施設等</li> <li><input type="checkbox"/> ホテル、病院、映画館、百貨店での火災</li> <li><input type="checkbox"/> 11階以上の階や、地下街又は準地下街の火災で利用者が避難</li> <li><input type="checkbox"/> 大規模・複層型及び国指定重要文化財</li> <li><input type="checkbox"/> 特定遺失対象物(床面積1500㎡以上の特定防火対象物及び地階を除く敷数が11以上の非特定防火対象物のうち、所定の消防設備が未設置であるもの)</li> <li><input type="checkbox"/> 建物棟高延べ面積3,000㎡以上(推定)</li> <li><input type="checkbox"/> 他の建築物への延焼が10棟以上(見込み含む)</li> <li><input type="checkbox"/> 損害額1億円以上(推定)</li> <li><input type="checkbox"/> 公の施設(官公署、学校、県営住宅等)</li> </ul> <p>B 林野火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 焼損面積10ha以上(推定)</li> <li><input type="checkbox"/> 空中消火要請(構内火災防炎ヘリ「おおり」等要請)又は実施</li> <li><input type="checkbox"/> 住家等へ延焼するおそれがあるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 送電線・配電線が近距離</li> </ul> <p>C 交通機関の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> 社会的影響度が高い船舶</li> <li><input type="checkbox"/> トンネル内の車両 <input type="checkbox"/> 列車</li> </ul> <p>D その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 特殊な原因、特殊な態様の火災 (例：消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災)</li> </ul> <p>E 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</p> <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高 騒音、臭気等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃・緊急対応事態発生の可能性が有るものを含む)</p>	<p><b>2 特定の事故発生(おそれ含む)</b></p> <p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死者3人以上発生</li> <li><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計10人以上発生</li> <li><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請</li> </ul> <p>② 個別基準</p> <p>A 危険物等(危険物・高圧ガス・可燃性ガス・毒物・劇物・火薬等)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死者(交通事故を除く)又は行方不明者発生</li> <li><input type="checkbox"/> 負傷者5人以上発生</li> <li><input type="checkbox"/> 周辺地域の住民等避難又は爆発による周辺建物等被害発生</li> <li><input type="checkbox"/> 火災・爆発事故を起こした工場等の施設内又は周辺で、500m程度以上の区域に影響有</li> <li><input type="checkbox"/> 500kV以上のタンクの火災、爆発又は漏洩</li> <li><input type="checkbox"/> 湖沼、河川への流出</li> <li><input type="checkbox"/> 施設からの危険物等の洩れ事故で次に該当</li> <li><input type="checkbox"/> 湖沼・河川へ流出し、防除・回復等が必要</li> <li><input type="checkbox"/> 500kV以上のタンクからの洩れ等</li> </ul> <p>B 都市地又は高速道路等におけるおとり-の事故で次に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 火災</li> <li><input type="checkbox"/> 暴走</li> <li><input type="checkbox"/> 漏洩で付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置が必要</li> </ul> <p>B 原子力災害等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 放射性物質を輸送する車両において火災の発生及び核燃料物質等の運搬中に事故発生</li> <li><input type="checkbox"/> 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災で、放射性同位元素又は放射線洩れ</li> </ul> <p>C その他特定の事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 可燃性ガス等の爆発、漏洩、臭気等社会的影響度高</li> </ul> <p>D 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</p> <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高 騒音、臭気等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃・緊急対応事態発生の可能性が有るものを含む)</p>	<p><b>3 救急・救助事故発生(おそれ含む)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死者5人以上の救急事故</li> <li><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急事故</li> <li><input type="checkbox"/> 要救助者5人以上の救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> 発知から救助完了までの所要時間5時間以上の救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> 防災ヘリコプター、消防車に係る重大事故 (地震の際、消防本部や消防団、消防救助隊が使用する無人航空機(調査機等を含む)の落下による人身事故とこれらに起因する火災等が発生した場合も上記に準じて報告する。「運航」には民間委託を含む)</li> <li><input type="checkbox"/> 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故</li> <li><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したもの</li> <li><input type="checkbox"/> その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いと判別した時点での報告を含む)</li> </ul> <p>例：列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- バスの転落による救急・救助事故</li> <li>- ハイジャックによる救急・救助事故</li> <li>- 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故</li> <li>- 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事故が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 死者及び負傷者の合計15人以上の救急・救助事故で次に掲げるもの</li> <li><input type="checkbox"/> 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> バスの転落等による救急・救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> ハイジャックによる救急・救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</li> <li><input type="checkbox"/> その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 武力攻撃による人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的・物的被害</li> <li><input type="checkbox"/> 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質その他の人的又は物的被害</li> </ul>	<p><b>4 災害発生(おそれ含む)</b></p> <p>① 一般基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 災害救助法の適用基準に合致</li> <li><input type="checkbox"/> 市町が災害対策本部設置</li> <li><input type="checkbox"/> 2市町以上にまたがるもので1の市町における被害は軽微であっても、風域で見た場合に大被害発生 (例：台風・豪雨・豪雪)</li> <li><input type="checkbox"/> 大雨、火山噴火等に係る特別警報発表</li> <li><input type="checkbox"/> 自衛隊に災害派遣を要請したものの</li> </ul> <p>② 個別基準</p> <p>A 地震</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 当該市町の区域内で震度5弱以上を記録したもの</li> <li><input type="checkbox"/> 人的被害又は住家被害を生じたもの</li> <li><input type="checkbox"/> 当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものの(被害の有無を問わず)</li> </ul> <p>B 風水害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 崖崩れ、地すべり、土石流等による人的・住家被害</li> <li><input type="checkbox"/> 河川の溢水、堤防の決壊等による人的・住家被害</li> <li><input type="checkbox"/> 台風・豪雨による人的・住家被害</li> <li><input type="checkbox"/> 強風、竜巻などの突風等による人的・住家被害</li> <li><input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者の発生</li> </ul> <p>C 雪害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 積雪、雪崩等による人的・住家被害</li> <li><input type="checkbox"/> 積雪、道路の凍結、雪崩等による習合集落発生</li> </ul> <p>D 火山災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 噴火警報(火口周辺)発表</li> <li><input type="checkbox"/> 火山の噴火による人的・住家被害</li> <li><input type="checkbox"/> 死者又は行方不明者の発生</li> </ul> <p>③ 社会的影響基準</p> <p>①②に該当しなくとも報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度高</p>

※人的被害=死者、負傷者、行方不明 住家被害=全壊、半壊、一部損壊(ガラス数枚破損等ごく小さなものは除く)、床上浸水、床下浸水等

情報通信-9 災害時における放送要請に関する協定

災害時における放送要請に関する協定

(1) 日本放送協会宇都宮放送局

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が日本放送協会宇都宮放送局（以下「NHK」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により発信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにNHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はNHKに対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 NHKは、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びNHK放送部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びNHKが協議して定めるものとする。

第7条 この協定は、昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

栃木県知事  
日本放送協会宇都宮放送局  
局長

様 式

放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放送事項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年 月 日

日本放送協会

宇都宮放送局放送部長 殿

栃木県総務部消防防災課長名

印



(2) 栃木放送

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社栃木放送（以下「栃木放送」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに栃木放送に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事は栃木放送に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 栃木放送は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及び栃木放送業務局長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及び栃木放送が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は昭和54年9月10日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

栃木県知事

株式会社栃木放送  
代表取締役

様 式

放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放送事項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年 月 日

株式会社 栃木放送業務局長 殿

栃木県総務部消防防災課長名

印

(3) 株エフエム栃木

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、栃木県知事が株式会社エフエム栃木（以下「エフエム栃木」という。）に放送を行うことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 栃木県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときにエフエム栃木に対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 栃木県知事はエフエム栃木に対し別紙様式により要請するものとする。

(放送の実施)

第4条 エフエム栃木は、栃木県知事から要請を受けた事項に関して自主的に放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、放送する。

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、栃木県消防防災課長及びエフエム栃木編成部長を連絡責任者とする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し、必要な事項は、栃木県知事及びエフエム栃木が協議して定めるものとする。

第7条 この協定は平成6年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

宇都宮市塙田1-1-20

栃木県知事 渡辺文雄

宇都宮市一条3-1-19

株式会社 エフエム栃木

代表取締役社長 加藤昌平

様 式

放 送 申 込 書

放送要請の理由	
放送事項	
希望する放送日時	
その他必要な事項	

年 月 日

株式会社 エフエム栃木編成部長 様

栃木県総務部消防防災課長名

印

## 無人航空機による災害応急対策活動に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と晃洋設計測量株式会社（以下「乙」という。）は、足利市内において、地震、大雨、台風その他異常な自然現象等により災害が発生した場合における無人航空機による災害応急対策活動（以下「災害活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （支援協力）

第1条 甲は、足利市内で災害が発生し、災害活動が必要と認めるときは、乙にその実施を要請し、乙は、これを受諾するものとする。ただし、気象条件その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の要請は、災害時協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急に対応する必要があるときは、甲の職員が乙に電話その他の方法により要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

### （災害活動の内容）

第2条 乙が実施すべき災害活動は、次のとおりとする。

- (1) 航空撮影による被災状況等に関する情報収集
- (2) 前号の情報収集の実施に関し必要な業務

### （航空法における許可等）

第3条 災害活動の実施に係る航空法（昭和27年法律第231号）の許可、承認等の申請その他の手続については、甲及び乙が協力して事務手続を行うものとする。

2 乙は、災害活動を実施するときは、無線航空機の航空の安全や地上の人家等の安全確保を自主的に行うものとする。

### （費用負担）

第4条 災害活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、実費精算とする。

### （映像の所有権）

第5条 災害活動により撮影した映像の所有権は、甲に帰属する。

(守秘義務)

第6条 乙又は乙の従業員若しくは従業員であった者は、災害活動の実施により知り得た情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(被害の負担)

第7条 災害活動の実施に伴い、乙の責に帰する原因により、第三者に損害を及ぼしたときは、乙がこれを賠償しなければならない。

2 災害活動の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼしたとき又は使用した機体等に損害が生じたときは、乙は、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、甲乙協議の上、その処置を決定するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙の協議により決定するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、締結の日から3年間効力を有する。ただし、有効期間満了前1か月までに、甲乙いずれからも協定の終了又は変更の申出がないときは、従前と同一の条件で協定を更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月20日

甲 栃木県足利市本城三丁目2145番地  
足利市  
足利市長 和泉 聡

乙 栃木県足利市山川町656番地1  
晃洋設計測量株式会社  
代表取締役 蓼沼 恒男

## 情報通信-11 特設公衆電話の設置等に関する覚書（東日本電信電話株式会社）

### 特設公衆電話の設置等に関する覚書

足利市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の避難所等における特設公衆電話の設置、利用、管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

#### （目的）

第1条 本覚書は、甲と乙が相互に連携し、災害時に避難所等となる施設において、発災後速やかに特設公衆電話を設置できるようにし、もって市民等の通信手段の確保に資することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 本覚書において「災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する政令で定める程度の災害及び同様の事象をいう。

2 本覚書において「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた施設（以下「特設公衆電話設置施設」という。）に、乙が電気通信回線及び電話機接続端子等（保安器を含む。以下同じ。）を敷設し、災害の発生時に甲の所有する電話機（以下「電話機」という。）を接続することで、市民等へ通信の提供をするものをいう。

#### （特設公衆電話設置施設等の決定及び情報の共有）

第3条 特設公衆電話設置施設及び当該施設の電気通信回線数は、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

2 特設公衆電話設置施設における特設公衆電話設置箇所（特設公衆電話設置施設において特設公衆電話を開設する場所をいう。以下同じ。）は、甲乙協議の上、甲が決定するものとする。

3 特設公衆電話設置施設、特設公衆電話設置箇所その他特設公衆電話の設置に関し必要な情報は、甲乙互いに保管するものとする。この場合において、甲及び乙は、互いに情報管理責任者を指名し、情報管理責任者（変更）通知書（別紙1）により相互に通知するものとする。

#### （費用負担）

第4条 特設公衆電話の設置等に要する費用負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 電気通信回線及び電話機接続端子等の敷設等に係る費用（敷設等のための事前調査に係る費用を含む。）並びに特設公衆電話の利用料（第13条第4項第1号に規定する場合を除く。）は、乙が負担する。

(2) 特設公衆電話設置施設敷地内の引き込み柱（敷地外から当該施設まで、電気通信回線を引き込むためのものをいう。）、当該施設内の配管及び電話機に係る費用は、甲が負担する。

#### （移転、廃止等）

第5条 甲は、特設公衆電話設置施設の移転、廃止等がある場合又は新たに特設公衆電話

を設置する必要がある施設がある場合は、速やかにその旨を、乙に書面をもって報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、特設公衆電話の撤去を必要とするときの費用負担は、前条の規定によるものとする。

#### (利用の開始)

第6条 特設公衆電話の利用の開始は、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害の発生により特設公衆電話設置施設が避難所となる場合は、甲乙の協議によらず、甲の判断により特設公衆電話の利用の開始を決定することができる。この場合において、甲は、乙に対しその旨を報告しなければならない。
- 3 前2項の規定により特設公衆電話の利用の開始を決定したときは、甲は、速やかに電話機を設置し、市民等の通信確保に努めるものとする。

#### (利用者の誘導)

第7条 甲は、特設公衆電話の利用を開始した場合は、市民等の適切な利用が行われるよう、可能な限りその誘導に努めるものとする。

#### (設置場所の公開)

第8条 乙は、特設公衆電話の利用を開始したときは、特設公衆電話設置施設等の情報について、乙のホームページにおいて公開するものとする。

#### (利用の終了)

第9条 特設公衆電話の利用の終了は、甲乙協議の上、乙が決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害の発生により特設公衆電話設置施設を避難所とした場合において、当該避難所を閉鎖するときは、甲乙の協議によらず、甲の判断により特設公衆電話の利用を終了することができる。この場合において、甲は、乙に対しその旨を報告しなければならない。
- 3 前2項の規定により特設公衆電話の利用を終了したときは、甲は、速やかに電話機を撤収するものとする。

#### (電話機の管理等)

第10条 甲は、災害が発生したときに速やかに特設公衆電話を利用することができるよう、電話機を適切な場所に保管し、管理するものとする。

#### (定期試験の実施)

第11条 甲及び乙は、災害が発生したときに速やかに特設公衆電話を利用することができるよう、年に1回を目安として、特設公衆電話定期試験仕様書(別紙2)に従い、接続試験を実施するものとする。

#### (故障等発見時の扱い)

第12条 甲及び乙は、特設公衆電話について、何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

- 2 当該故障等により修理等を要する場合の費用負担は、第4条に基づき行うものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第6条の規定により特設公衆電話の利用を開始するとき又は第11条の規定により定期試験を行うときを除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は、特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 前項の規定による検査の結果、特設公衆電話の目的外利用があった場合は、乙はその旨を甲に報告し、甲は速やかに再発防止のための措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の規定により措置を講じたにもかかわらず、当該目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合の費用及び当該目的外利用により発生した利用料の負担は、次の各号に定める場合に応じ、当該各号に定めるものの負担とする。

(1) 当該目的外利用を行った者が甲の職員等である場合 甲の負担

(2) 当該目的外利用を行った者が前号以外の者である場合 乙の負担

(機密保持)

第14条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の業務上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書廃止後も同様とする。

(覚書の変更及び廃止)

第15条 本覚書の内容を変更する場合又は覚書を廃止する場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(その他協議事項)

第16条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって両者の協議により定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年 1月 30日

甲 栃木県足利市本城三丁目 2145 番地  
足利市  
足利市長 和 泉 聡 印

乙 栃木県宇都宮市東宿郷 4-3-27  
東日本電信電話株式会社  
栃木支店長 村 田 和 也 印

## 情報通信-12 災害時における放送に関する協定書（わたらせテレビ株）

### 災害時における放送に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）とわたらせテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、足利市において災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときにおける放送に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、乙の提供するサービス（コミュニティチャンネル、メール配信等）を通じて、防災に関する情報を提供することにより、市民の安全、安心の確保に資することを目的とする。

#### （情報発信の要請）

第2条 甲は、防災に関する情報を市民に伝達する必要があると認めたときは、乙に対し、情報発信の実施を要請することができる。

- 2 前項の要請は、情報発信要請書（別記様式）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法により要請し、事後速やかに情報発信要請書を送付するものとする。

#### （情報発信の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに情報発信を行うものとする。ただし、乙の人員又は設備が被災した場合その他やむを得ない事由により情報発信ができない場合は、この限りではない。

- 2 乙は、情報発信に必要な情報を、甲に求めることができる。
- 3 乙は、情報発信の実施に当たり、正確且つ迅速に伝達するよう努めなければならない。

#### （連絡体制）

第4条 甲及び乙は、緊急時における情報伝達を円滑に行うため、あらかじめ連絡体制を定めるものとする。ただし、協定期間内においてその内容に変更が生じたときは、速やかに相手方に通知するものとする。

#### （適用）

第5条 この協定は協定締結の日から効力を発し、甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。



(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に当たり疑義が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年9月1日

栃木県足利市本城三丁目2145番地

甲 足利市

足利市長 和泉 聡

栃木県足利市有楽町835番地

乙 わたらせテレビ株式会社

代表取締役社長 板橋 敏雄

## 情報通信-13 災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）

### 災害に係る情報発信等に関する協定

足利市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

#### 第1条（本協定の目的）

本協定は、市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

#### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 甲が、市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 甲が、市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 甲が、災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 甲が、市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 甲が、市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成31年3月19日

甲：栃木県足利市本城三丁目 2145

足利市

市長 和 泉 聡

乙：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎

## 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条の規定に基づき、足利市（以下「甲」という。）と株式会社とちぎテレビ（以下「乙」という。）並びに株式会社栃木放送（以下「丙」という。）は、同法施行令第22条の規定に基づく災害時の放送要請に関する手続きについて次のとおり協定を締結する。

第1条 甲は、法第57条の規定に基づき乙及び丙に対し法第56条の規定による通知又は警告等の放送を要請する場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 甲は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、乙及び丙に対し次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 放送の日時
- 4 その他必要な事項

第3条 乙及び丙は、前条による放送を求められ、その内容が法第56条の規定に適合すると認められたときは、放送内容、放送の種別及び日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、協議して定めるものとする。

### 附則

この協定は、平成27年4月23日から実施する。

平成27年4月23日

甲 栃木県足利市本城3-2-145  
足利市  
足利市長 和 泉 聡

乙 栃木県宇都宮市昭和2-2-2  
株式会社とちぎテレビ  
代表取締役社長 吉 澤 文 夫

丙 栃木県宇都宮市本町1-2-11  
株式会社栃木放送  
代表取締役社長 竹 澤 一 夫

## 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定第4条による協議事項

### 1 連絡責任者

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（以下「協定」という。）の円滑な実施を図るため、連絡責任者を次の通り定める。なお、連絡責任者に変更がある時は、その都度、報告するものとする。

足利市総務部 危機管理課長  
株式会社とちぎテレビ 報道制作局長  
株式会社栃木放送 報道制作局長

### 2 足利市における手続き

足利市が協定第2条に基づき放送を求める場合は、連絡責任者を通じて速やかに行うものとする。

### 3 株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送における措置

株式会社とちぎテレビ、株式会社栃木放送は協定第3条に基づき、放送の内容、放送の種別及び日時等を決定したときは、その内容について、足利市に連絡するものとする。

### 4 連絡責任者の連絡先

足利市総務部	危機管理課	代表	0284-20-2247
		メール	kikikanri@city.ashikaga.lg.jp
とちぎテレビ	報道制作局	代表	028-623-0051
		デスク	028-623-0431
		携帯	090-4846-3981
		メール	saigai-taisaku@tochigi-tv.co.jp
栃木放送	報道制作局	代表	028-622-1111
		デスク	028-624-1741
		携帯	090-4676-9971
		メール	desk@crt-radio.co.jp